

相続登記に必要な物

1. 戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本（市町村役場市民課）

- ・被相続人の、出生から死亡に至る全ての戸籍
- ・相続人全員の戸籍謄本

2. 住民票謄本（市町村役場市民課）

- ・相続人全員の住民票（本籍続柄は省略しないで下さい）
- ・被相続人の住民除票または戸籍附票

3. 印鑑証明書（市町村役場市民課）

- ・相続人全員の印鑑証明書

4. 固定資産評価証明書（市町村役場資産税課、東京23区は都税事務所）

- ・被相続人所有の全物件の評価証明書
- ・窓口で戸籍を示し、相続人からの請求であることを教えてください。

5. 登記済権利証

- ・相続登記申請には使用しませんが、物件確認の参考にお預かりいたします。